

経営力向上計画

「経営力向上計画」を取得するメリット

メリット① 「ものづくり補助金」で加点对象となる。

メリット② 新規取得した設備について、固定資産税の3年間半減。

メリット③ 信用保証協会による信用保証枠が拡大する。

①<ものづくり補助金の加点について>

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた事業者については、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の審査において加点がされます。

当該補助金において加点を希望される場合には、補助金の応募申請までに、経営力向上計画の申請書が受理される必要があります(認定を受けた場合は認定書の写しを所定の期日までに提出する手続きが必要となります。期日までに提出がなかった場合は加点されませんのでご注意ください)。

②<固定資産税の軽減>

経営力向上計画が認定された事業者は、法律の施行日から平成31年3月31日までに生産性を高めるための機械装置を取得した場合、その翌年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械装置にかかる固定資産税を1/2に軽減します。

③<信用保証枠の拡大>

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

(1) 商工中金による低利融資

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられます。

(2) 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、経営力向上計画の実行(※)にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会に信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

(※)新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」(新事業活動)に限ります。



通常、申請書の受理から認定までは最大30日(事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合、最大45日)要する可能性があります。